

南島原市工事成績活用型一般競争入札試行要領

新規制定 令和元年9月10日 31南管財第220号

(目的)

第1条 この要領は、南島原市が発注する建設工事の品質向上及び技術力に優れた企業の育成を図るため、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成25年8月1日告示第101号）第3条第3項に定めた一般競争入札の入札参加資格要件として、南島原市建設工事成績評定要領（平成25年8月1日告示第102号）に基づき評定された工事成績評定点（以下「評定点」という。）を活用する「工事成績活用型一般競争入札」（以下「成績活用型入札」という。）を試行的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 成績活用型入札の対象となる工事は、南島原市競争参加資格委員会において決定するものとする。

2 対象工事は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 1件の工事の設計金額が、1,000万円以上の土木一式工事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、成績活用型入札の執行が適当と認められる工事。

(基準点の設定)

第3条 成績活用型入札に参加可能とする評定点の基準（以下「基準点」という。）は、土木一式工事における格付等級ごとに、前年度に南島原市が完成確認した土木一式工事及び水道施設工事（管理設工事に限る。）の評定点の平均点数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

(競争参加資格要件)

第4条 成績活用型入札に参加できる者（以下「対象者」という。）は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 前々年1月1日から前年12月31日までに南島原市が完成確認した土木一式工事及び水道施設工事（管理設工事に限る。）の評定点の平均点数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が前条に定める基準点以上である者。
- (2) 前々年1月1日から前年12月31日までに南島原市が完成確認した土木一式工事及び水道施設工事（管理設工事に限る。）の評定点がすべて65点以上である者。

(共同企業体の評定点の取扱い)

第5条 共同企業体により施工した工事にあつては、当該工事の評定点を当該共同企業体の構成員の評定点として取扱うものとする。

(競争性の確保)

第6条 第4条に規定する対象者が、5者に満たないときは、成績活用型入札は行わないものとする。

(競争参加資格要件の確認)

第7条 南島原市が当該入札において、資格要件の確認を求めたときは、その指示する方法により確認資料等を提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。（令和元年9月10日 31南管財第220号）
(基準点の設定の特例)
- 2 令和元年度における基準点については、第3条の規定にかかわらず、70点とする。